

## 社会保障費用統計 FAQ（よくある質問）

### 【公表予定、作成方法関係】

- [Q1 公表日（予定）は。](#)
- [Q2 統計の最新年次は。](#)
- [Q3 統計を取り始めたのはいつからか。](#)
- [Q4 前年度公表から数値が変わっているのはなぜか。](#)
- [Q5 対前年度との比較でみた統計の主な増減理由について。](#)
- [Q6 ILO 基準部門別「医療」「年金」「福祉その他」の時系列データの閲覧入手方法。](#)
- [Q7 OECD 基準政策分野別（9 政策分野）の時系列データの閲覧入手方法。](#)
- [Q8 ILO 基準と OECD 基準の違い。](#)
- [Q9 医療や介護の自己負担は含むのか。](#)
- [Q10 ILO 基準部門別「福祉その他」に含まれる主な制度は何か。うち「介護対策」には介護保険の他に何が含まれるか。](#)
- [Q11 ILO 基準社会保障給付費と社会保障財源の差額について。](#)
- [Q12 『社会保障費用統計』における地方公共団体が負担する費用の取扱いについて。](#)
- [Q13 『社会保障費用統計』における OECD 基準社会支出の対国内総生産比の国際比較と、OECD 社会支出データベース上の各国値が異なるのはなぜか。](#)
- [Q14 高齢者関係給付費、ILO 基準機能別「高齢」、OECD 基準政策分野別「高齢」の違い。](#)
- [Q15 児童・家族関係給付費、ILO 基準機能別「家族」、OECD 基準政策分野別「家族」の違い。](#)

### 【他統計との関係】

- [Q16 ILO 基準部門別「年金」、OECD 基準政策分野別「高齢」、厚生労働省「公的年金財政状況報告」における給付費の関係。](#)
- [Q17 ILO 基準部門別「医療」、OECD 基準政策分野別「保健」、厚生労働省「国民医療費」の関係。](#)
- [Q18 ILO 基準部門別「福祉その他」うち「介護対策」と厚生労働省「介護保険事業状況報告」、同「介護給付費等実態調査」の関係。](#)
- [Q19 社会保障費用の将来推計について。](#)

Q20 『社会保障費用統計』と内閣府「国民経済計算」の関係。

Q21 『社会保障費用統計』と財務省主要経費別分類「社会保障関係費」の違い。

Q22 『社会保障費用統計』と財務省「国民負担率」の関係。

Q23 OECD 基準政策分野別「家族」と内閣府「少子化社会対策関係予算」の違い。

【公表予定、作成方法関係】

Q1 公表日（予定）は。

毎年8月前後に公表しています。最新の公表日（予定）は[こちら](#)をご確認下さい。

Q2 統計の最新年次は。

現時点で2016（平成28）会計年度の結果（2018年8月31日公表）が最新年度となります。当該会計年度の翌々年度に結果を公表しており、2017（平成29）年度結果は2019年度に公表されます。

Q3 統計を取り始めたのはいつからか。

年度	ILO 基準			OECD 基準
	社会保障給付費		社会保障財源	社会支出
	部門別	機能別		政策分野別
1950 (昭和25)	「医療」「その他（年金・福祉その他）」の2部門として <b>集計開始</b>			
1951 (昭和26)			<b>集計開始</b>	
1964 (昭和39)	「医療」「年金」「福祉その他」の3部門へ分割			
1980 (昭和55)				<b>集計開始</b> （「積極的労働市場政策」は1990年度～）
1994 (平成6)		<b>集計開始</b>		
2000 (平成12)	「福祉その他」の内訳として「介護対策」を追加（同年の介護保険施行を機に）			

ILO 基準

- ・部門別（第18次調査基準）：医療、年金、福祉その他（公表資料 Ⅲ時系列表 [第8表](#)）
- ・機能別（第19次調査基準）：高齢、遺族、障害、労働災害、保健医療、家族、失業、住宅、生活保護その他（公表資料 Ⅲ時系列表 [第13表](#)）

OECD 基準

- ・政策分野別：高齢、遺族、障害・業務災害・傷病、保健、家族、積極的労働市場政策、失業、住宅、他の政策分野（公表資料 Ⅲ時系列表 [第1表](#)）

[目次に戻る](#) 

Q4 前年度公表から数値が変わっているのはなぜか。

『社会保障費用統計』では、毎年の公表において、過去に遡って必要な修正を行っています。修正が生じる理由としては、①ILO 及び OECD 基準の改定に伴う集計範囲や分類の変更、又は基準に照らしより適切な分類やデータソースとするため、②データ提供部局からの数値訂正や費目追加等によるもの、があります。

主な変更については、作成方法変更通知 ([最新年度分](#))、及び国立社会保障・人口問題研究所「[平成 28 年度 社会保障費用統計—概要と解説—](#)」『社会保障研究』(2018 年 12 月刊行予定) において解説しています。

Q5 対前年度との比較でみた統計の主な増減理由について。

国立社会保障・人口問題研究所「[平成 28 年度 社会保障費用統計—概要と解説—](#)」『社会保障研究』(2018 年 12 月刊行予定) において解説を掲載しています。

過去分については[過去の公表結果の解説](#) (機関誌『社会保障研究』掲載) を参照してください。

Q6 ILO 基準部門別「医療」「年金」「福祉その他」の時系列データの閲覧入手方法。

時系列データについては、公表資料 (Ⅲ 時系列表 [第 8 表 社会保障給付費の部門別推移 \(1950~2016 年度\)](#)) から閲覧入手可能です。尚、遡及変更等、時系列推移をみる上での留意点については、各表注を参照してください。

Q7 OECD 基準政策分野別 (9 政策分野) の時系列データの閲覧入手方法。

時系列データについては、公表資料 (Ⅲ 時系列表 [第 1 表 政策分野別社会支出の推移 \(1980~2016 年度\)](#)) から閲覧入手可能です。尚、遡及変更等、時系列推移をみる上での留意点については、各表注を参照してください。

[目次に戻る](#) 

## Q8 ILO 基準と OECD 基準の違い。

### 1. 集計対象の違い

ILO 基準の社会保障給付費は個人に帰着する給付を集計対象とし、管理費や施設整備費は含みません。他方、OECD 基準は社会支出と呼ばれ、ILO 基準に比べて範囲が広く、直接個人に移転されない管理費及び施設整備費も計上しています<sup>注</sup>。その結果、ILO 基準社会保障給付費と OECD 基準社会支出の差額は 2 兆 7,357 億円（2016 年度）となっています。

また、ILO 基準においては、社会保障給付費、管理費、施設整備費等の財源（社会保険料拠出、国庫負担、地方負担等）を集計対象としますが、OECD 基準では財源の基準がなく、支出面のみを集計しています。

### 2. 国際比較可能性

OECD 基準は OECD 加盟国との比較が可能です。他方、ILO 基準（第 19 次調査基準）は、1996 年を最後に更新が途絶えており、国際比較が不可能となっています。ILO では 1995 年より新たな SSI(Social Security Inquiry)基準に沿って各国政府からのデータ収集を開始しましたが、同基準に基づく国際比較データは公開されていません。ILO の報告書 (World Social Protection Report) では、ILO 基準の他に OECD 基準、EU 基準等により作成されたデータを組み合わせる形で、全世界の国際比較を行っています。

注：管理費は保険料の徴収や給付の支給に係る事務的経費等であり、OECD 基準社会支出において、管理費は政策分野別のうち「保健」及び「積極的労働市場政策」についてのみ含みます。施設整備費は医療、介護や保育等にかかる施設の建設・補修費等であり、OECD 基準社会支出において、「保健」を除く政策分野に計上されています。尚、「保健」が準拠する SHA2011 基準改定に伴い、公的保健医療支出額に施設整備費等の資本形成費は含めないこととなりました。

Q9 医療や介護の自己負担は含むのか。

ILO 基準社会保障給付費、及び OECD 基準社会支出の両方において、医療、介護、保育等サービスの利用者による自己負担分は含みません。国際基準上、社会保障制度からの給付あるいは補助金等の形式で個人・家計に移転する費用を集計対象とするためです。

他方、厚生労働省「国民医療費」においては、医療機関の窓口で支払う自己負担分を含めています（Q17 参照）。

Q10 ILO 基準部門別「福祉その他」に含まれる主な制度は何か。うち「介護対策」には介護保険の他に何が含まれるか。

ILO 基準部門別「福祉その他」は、公表資料のⅡ 集計表 [集計表 2 2016 年度社会保障給付費収支表](#)の「給付」のうち「医療」「年金」以外の項目の計であり、児童や障害者に対する福祉サービス、介護に係る費用、生活保護の医療扶助以外の各種扶助、児童手当等の各種手当、医療保険の傷病手当金等、労災保険の休業補償給付等、雇用保険の求職者給付等が含まれています。

再掲した「介護対策」には、介護保険、生活保護の介護扶助、原爆被爆者に対する介護保険法の一部負担金の助成、雇用保険等の介護休業給付等が含まれています。

ILO 基準部門別分類については、公表資料 Ⅳ 巻末参考資料 [1. 主な用語の解説](#)を参照してください。

Q11 ILO 基準社会保障給付費と社会保障財源の差額について。

社会保障財源には、社会保障給付費に加えて給付以外の施設整備費や管理費、及び積立金等からの受け入れや公的年金等の積立金の運用益なども含むため、社会保障給付費よりも多額となっています。

ILO 基準では、制度の目的や性質が同基準の定義に適合する制度の決算収支を取りまとめています。制度からの給付は当該年度に家計や個人に帰着するものですが、制度の収入として計上される分は必ずしも当該年度の給付の財源に充当されるとは限りません。

[目次に戻る](#) 

Q12 『社会保障費用統計』における地方公共団体が負担する費用の取扱いについて。

地方公共団体が負担する社会保障費用として、①国庫補助事業（国からの一定割合の補助金を受けて実施する事業）と②地方単独事業（国からの補助金を受けずに地方が独自の財源により実施する事業、あるいは国庫補助事業のうち地方が本来負担する割合を超えて負担する額（いわゆる超過負担）を含む）があります。

『社会保障費用統計』では、①国庫補助事業については国の制度所管部局において補助率に基づく地方負担額の提供を受けて計上していますが、②地方単独事業については現時点において統計の制約により総合的な計上が実現できておらず、「家族」と「保健」の下記の費用のみ、単価と人数から推計する方法等により計上しています。

ILO 基準：公立保育所運営費、就学前教育費、公費負担医療費

OECD 基準：公立保育所運営費、就学前教育費、公費負担医療費、公立病院への補助金、感染症対策、学校保健、各種健診等

Q13 『社会保障費用統計』における OECD 基準社会支出の対国内総生産比の国際比較と、OECD 社会支出データベースの各国値が異なるのはなぜか。

[OECD 社会支出データベース](#)上に掲載の対国内総生産（GDP）比は、2年ごと（西暦偶数年）の社会支出額の更新時において最新の GDP（出典：OECD National Accounts）を利用して算出され、以後2年間は原則、更新されません。

他方、『社会保障費用統計』においては、毎年刊行される OECD National Accounts より GDP を更新しており、同書において過去に遡って GDP 値の修正がなされた場合は反映させています。このように、OECD 社会支出データベースと『社会保障費用統計』で利用する GDP の数値が一致しないことにより、対 GDP 比にずれが生じています。

尚、OECD 基準社会支出の対 GDP 比の国際比較において利用する GDP は、各国の社会保障の会計年度に併せて調整したものを利用しています。OECD 社会支出データベースにおいても GDP について同様の調整が行われています。

調整方法の詳細は、公表資料 IV 巻末参考資料 4.ホームページ掲載表目次（参考統計）[参-2 表 日本と諸外国の国内総生産の推移（1980～2016年度）](#)の注を参照してください。

[目次に戻る](#) 

Q14 高齢者関係給付費、ILO 基準機能別「高齢」、OECD 基準政策分野別「高齢」の違い。

高齢者関係給付費（公表資料 IV 巻末参考資料 4.ホームページ掲載表目次 [第 19 表 高齢者関係給付費の推移\(1973～2016 年度\)](#)) は公表資料 II 集計表 [集計表 2 2016 年度社会保障給付費収支表](#)を基に、我が国の政策二ーズに応じて独自の分類として昭和 60（1985）年度より、昭和 48（1973）年度以降の結果について集計を開始し、継続公表しているものです。類似の分類である、ILO 基準機能別「高齢」、OECD 基準政策分野別「高齢」との主な違いは以下の通りです。

	高齢者 関係給付費	機能別「高齢」	政策分野別「高齢」
年金			
老齢年金	○	○	○
遺族年金・死亡一時金	○	×（遺族）	×（遺族）
障害年金・手当金	○	×（障害）	×（障害・業務災害・傷病）
障害給付・遺族給付 （公務上） <sup>注</sup>	○	×（労働災害）	×（障害・業務災害・傷病）
恩給	×	○	○
医療			
前期高齢者に係る医療	×	×（保健医療）	×（保健）
後期高齢者医療給付費	○	×（保健医療）	×（保健）
介護			
介護保険	○	○	○
介護扶助（生活保護）	○	×（生活保護その他）	○
雇用保険			
高年齢雇用継続給付	○	×（失業）	×（積極的労働市場政策）
介護休業給付	○	×（家族）	×（家族）

注：国家公務員共済、地方公務員共済の長期給付の一種である。

[目次に戻る](#) 



Q15 児童・家族関係給付費、ILO 基準機能別「家族」、OECD 基準政策分野別「家族」の違い。

児童・家族関係給付費（公表資料 IV 巻末参考資料 4.ホームページ掲載表目次 [第20表 児童・家族関係給付費の推移\(1989～2016年度\)](#)) は公表資料 II 集計表 [集計表2 2016年度社会保障給付費収支表](#)を基に、我が国の政策二ーズに応じて独自の分類として平成11(1999)年度より、昭和50(1975)年度以降の結果について、集計を開始し、継続公表しているものです。類似の分類である、ILO 基準機能別「家族」、OECD 基準政策分野別「家族」との主な違いは以下の通りです。

	児童・家族関係給付費	機能別「家族」	政策分野別「家族」
医療			
療養の給付(医療保険)	×	×(保健医療)	×(保健)
乳幼児医療費助成	×	×(保健医療)	×(保健)
出産育児一時金	○	×(保健医療)	×(保健)
出産手当金	○	○	○
雇用保険			
育児休業給付	○	○	○
介護休業給付	×	○	○
家族手当			
児童手当	○	○	○
児童扶養手当	○	○	○
就学前教育・保育 <sup>注</sup>	○	○	○
生活保護			
出産扶助	○	×(生活保護その他)	○
教育扶助	×	×(生活保護その他)	○
その他			
就学援助	×	○	○
障害児養育年金 (予防接種事故)	×	○	○

注：ただし保育所等の施設整備費については、OECD 基準には含まれている一方で、ILO 基準、児童・家族関係給付費には含まれていない。

[目次に戻る](#) 

【他統計との関係】

Q16 ILO 基準部門別「年金」、OECD 基準政策分野別「高齢」、厚生労働省「公的年金財政状況報告」における給付費の関係。

ILO 基準部門別「年金」は、老齢、遺族、障害、労災の年金を含みます。他方、OECD 基準政策分野別「高齢」は老齢年金のみを対象とし、遺族年金は「遺族」、労災年金は「障害・業務災害・傷病」に計上されます。

厚生労働省「公的年金財政状況報告」では、原則、公的年金として国民年金、厚生年金及び国共済、地共済、私学共済からの老齢、遺族、障害の年金を含み、共済からの年金については職域加算部分は含みません。同報告で対象外の厚生年金基金、国民年金基金等は、ILO 基準部門別「年金」及び OECD 基準政策分野別「高齢」「遺族」「障害・業務災害・傷病」においては集計対象となります。

	部門別「年金」	政策分野別「高齢」	厚生労働省「公的年金財政状況報告」
国民年金・厚生年金・共済の老齢年金	○	○	○
国民年金・厚生年金・共済の遺族年金	○	×（遺族）	○
国民年金・厚生年金・共済の障害年金	○	×（障害・業務災害・傷病）	○
労働災害補償保険の年金	○	×（障害・業務災害・傷病）	×
公務災害補償保険の年金	○	×（障害・業務災害・傷病）	×
厚生年金基金	○	○	×
農業者年金基金	○	○	×
国民年金基金	○	○	×
確定給付年金、確定拠出年金	×	×	×

[目次に戻る](#) 

Q17 ILO 基準部門別「医療」、OECD 基準政策分野別「保健」、厚生労働省「国民医療費」の関係。

ILO 基準部門別「医療」には、医療保険、後期高齢者医療制度の医療給付、生活保護の医療扶助、労災保険の医療給付、結核、精神その他の公費負担医療、健康診断・予

防接種等に要する費用が含まれています。

OECD 基準政策分野別「保健」は、OECD の SHA (A System of Health Accounts) の基準に基づく公的保健医療支出額を出所とすることが、OECD 基準社会支出マニュアルで規定されています。傷病の治療に要する費用に加えて、救急業務費、正常分娩費用、健康診断・予防接種等の公衆衛生サービス、医療保険の管理費等も広く集計対象とします。

厚生労働省「国民医療費」は、当該年度内の医療機関等における保険診療の対象となり得る傷病の治療に要した費用を推計するものです。傷病の治療費に限っているため、(1)正常な妊娠・分娩に要する費用、(2)健康の維持・増進を目的とした健康診断・予防接種等に要する費用等の費用は含みません。

	部門別「医療」	政策分野別 「保健」 = SHA 公的保 険医療支出額	厚生労働省 「国民医療費」
診療・治療等に要する費用			
保険負担分（医療保険、労災保険、後期高齢者医療制度等）	○	○	○
公費負担医療（生活保護の医療扶助等）	○	○	○
地方公共団体単独実施公費負担医療費給付分（乳幼児医療費助成等）	○	○	○
患者の自己負担分	×	×	○
入院時食事療養費（標準負担額以外）	○	○	○
入院時食事療養費（標準負担額）	×	×	○
正常な妊娠・分娩に要する費用			
出産育児一時金	○	○	×
妊婦健康診査	○注	○注	×
公衆衛生サービス			
各種健診（乳幼児健診、特定健康診査・保健指導、がん検診等）	○注	○注	×
感染症予防（予防接種、エイズ検査等）	○注	○注	×
その他			
管理費（社会保険診療報酬支払基金事務費等）	×	○	×
独立行政法人国立病院機構等の運営費交付金	×	○	×
室料差額の特別料金	×	×	×
歯科自由診療	×	×	×
買薬	×	×	×

注：地方自治体の財源のみで実施される健診や予防にかかる事業は、ILO 基準部門別「医療」においては統計の制約により非計上であるが、OECD 基準政策分野別「保健」においては地方交付税の単位費用等による推計値が計上されています。

[目次に戻る](#) 

Q18 ILO 基準部門別「福祉その他」うち「介護対策」と厚生労働省「介護保険事業状況報告」、同「介護給付費等実態調査」の関係。

ILO 基準部門別「福祉その他」うち「介護対策」には、介護保険、生活保護の介護扶助、原爆被爆者に対する介護保険法の一部負担金の助成、雇用保険等の介護休業給付等が含まれます。

ILO 基準集計における介護保険のデータソースとしては、厚生労働省「介護保険事業状況報告」が利用されています。厚生労働省「介護給付費等実態調査」では、地域支援事業費（介護予防・日常生活支援総合事業費の一部を除く）、及び償還払いに係る費用が含まれていません。

	部門別 「福祉その他」 うち「介護対策」	厚生労働省 「介護保険事業 状況報告」	厚生労働省 「介護給付費等 実態調査」 <sup>注1</sup>
介護保険			
保険給付	○	○	○
地域支援事業費	○	○	○ <sup>注2</sup>
福祉用具購入費、住宅改修費など市区町村が直接支払う費用（償還払い）	○	○	×
生活保護			
介護扶助	○	×	×
雇用保険			
介護休業給付	○	×	×

注1：原審査分について集計しています。

注2：「地域支援事業費」のうちの「介護予防・日常生活支援総合事業費」、そのうちの国保連合会に審査支払いを委託している「指定事業所分」のみを集計しています。

[目次に戻る](#) 

Q19 社会保障費用の将来推計について。

国立社会保障・人口問題研究所『社会保障費用統計』は決算に基づく集計を行うもので、予算ベースに基づく推計、及び将来推計については集計公表していません。

予算ベースに基づく推計は、厚生労働省において作成しており、『厚生労働白書』の資料編に毎年掲載されるほか、政府の審議会資料等としても利用されています。

最近、政府が公表した将来推計として、[内閣官房・厚生労働省・財務省\(2018\)「2040年を見据えた社会保障の将来見通しー議論の素材ー」](#)があります。

Q20 『社会保障費用統計』と内閣府「国民経済計算」の関係。

『社会保障費用統計』と内閣府「国民経済計算」(SNA)では、社会保障と定義される範囲が異なります。『社会保障費用統計』は、社会保障の収入・支出について、OECD及びILOが定める基準に沿って集計されています。一方SNAは、一国経済全体の経済活動を重複なく集計したものであり、他の経済活動として分類・集計されたものは、社会保障としては計上しません。したがって、両者の値には差が生じます。

詳細は、公表資料 IV 巻末参考資料 [3. 国民経済計算\(SNA\)との関係性等について](#) を参照してください。

[目次に戻る](#) 

Q21 『社会保障費用統計』と財務省主要経費別分類「社会保障関係費」の違い。

「社会保障関係費」は、財務省による国の予算書・決算書における主要経費別分類の項目のうちの一つであり、年金給付費、医療給付費、介護給付費、少子化対策費、生活扶助等社会福祉費、保健衛生対策費、雇用労災対策費が含まれています。

『社会保障費用統計』ILO 基準社会保障財源のうち「国庫負担」も国が負担する費用を集計していますが、「社会保障関係費」と以下の点で範囲が異なることから、差額が生じています。

	社会保障財源 「国庫負担」	財務省主要経費別分類 「社会保障関係費」
社会保障関係費	○注	○
文教及び科学振興費 (うち幼稚園及び就学援助費に係る費用)	○	×
恩給関係費	○	×
公共事業関係費 (うち住宅対策費)	○	×
恩給関係費	○	×

注：ILO 基準社会保障財源において、庁費、委員等旅費等は集計対象外となっています。また、国家公務員共済制度へ国が事業主として拠出する保険料は、社会保障財源のうち「事業主負担」に計上されています。

Q22 『社会保障費用統計』と財務省「国民負担率」の関係。

財務省の「国民負担率」は国内総生産あるいは国民所得に占める税・社会保険料負担の割合として算出されています。この税には、社会保障以外に防衛や社会資本の建設、農業政策などの財源となるものも含まれます。他方、『社会保障費用統計』ILO 基準社会保障財源の集計範囲は、社会保障制度に用途を限定した財源をとらえています。

「国民負担率」は OECD National Accounts 及び Revenue Statistics を出所とし国際比較可能ですが、『社会保障費用統計』ILO 基準社会保障財源は国際比較が不可能となっています。

[目次に戻る](#) 

Q23 OECD 基準政策分野別「家族」と内閣府「少子化社会対策関係予算」の違い。

内閣府「少子化社会対策関係予算」は子どもと家族に関する国の予算をとりまとめたもので、OECD 基準の「家族」が対象とする児童手当や保育所運営費等に加えて、同基準の「保健」のうち母子保健関係費、「積極的労働市場政策」のうちトライアル雇用奨励金、「他の政策分野」のうち婦人保護事業費等を含みます。さらに、OECD 基準において集計対象外の結婚に伴う新生活のスタートアップに係る支援、及び社会保障政策ではなく農業政策、教育政策、交通政策の枠組みにおいて実施される各種事業（女性農業経営者育成、義務教育国庫負担金、高等教育への奨学金、交通機関のバリアフリー化等）まで広く対象としています。

「少子化社会対策関係予算」は我が国独自の政策体系に基づく範囲設定であり、制度体系が異なる諸外国との比較を行うことは困難です。

[目次に戻る](#) 